

令和5年度賦課金の税控除経費認容割合について

組合員の皆様が土地改良区に納入される経常賦課金及び償還特別賦課金は、確定申告の際に一部経費として算入できることが認められております。

本年度賦課金の経費認容割合は、次のとおりとなりますので、確定申告の際にご利用ください。

1. 経常賦課金 全額控除経費となります。

2. 偿還特別賦課金

地区名	10a 当賦課額	認容割合	10a 当認容額	償還完了予定	付 記
新田	4,200円	100%	4,200円	令和8年	
万丁目	500円	100%	500円	令和23年	集積助成金により短縮予定
大沢	500円	100%	500円	令和29年	〃
柴沼	500円	100%	500円	令和29年	〃
太田	500円	100%	500円	令和29年	〃
鍋割	500円	100%	500円	令和29年	〃

水路やため池での事故防止のお願い

土地改良施設における事故防止において防護柵等設置を行っておりますが、皆様におかれましても事故防止にご協力いただきますようお願いします。

また、近年局地的豪雨が多発しております、急な増水となることもあります。不要な水路への立入りはやめましょう。



給水栓破損事故



中央用排水路ゲート

刈り草の水路への落下防止及び給水栓等破損事故防止について

日頃から、水路周辺の草刈り作業にご協力いただき誠にありがとうございます。

草刈りの際には、水路への転落やケガなどのないよう十分に注意していただき、刈り草の落下防止にご協力をお願いします。

(刈り草などが水路に流れると、取水施設などに詰り下流に用水が流れなくなり、施設の故障の原因となります)

また、農作業時に、誤って給水栓を破損してしまう事故が発生しております。給水栓は個人の所有物であるため、修理の際には個人負担となり、場合によってはすぐに修理をすることが出来ません。十分に注意していただきまますようお願いします。



北湯口地内水路敷地

ゴミの不法投棄禁止

水路などの土地改良施設に不法投棄されたゴミは、通水の妨げとなり刈り草などと同様に施設の故障の原因となります。

不法投棄は犯罪です。

絶対にゴミを捨てないようにお願いします。

また、水路敷地内も同様です。不法投棄を見つけた際には、当改良区へ連絡していただきますよう併せてお願いします。

その後、警察へ通報するなど厳正に対処いたします。